

令和8年6月15日

## 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

### 1. 調達内容

- (1) 調達番号 医経 002
- (2) 調達件名及び数量 HPV 型別 (GENOSEARCH) 及び HPV E6/E7mRNA 同定 (Aptima) 検査業務  
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 完了期限 令和9年3月31日または「Aptima 陽性」が累計15症例に到達した日のいずれか早い日まで。  
なお、契約満了日の2ヶ月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き同一条件で一年間継続するものとする。ただし、契約の全期間は令和13年3月31日を超えないものとする。
- (4) 納入場所 大阪大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座

### 2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 仕様書 特記事項「9. 受注者の条件」を満たしている者であること。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒565-0871 吹田市山田丘2-2  
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第一係  
電話 06-6879-3047
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和8年6月22日(月) 17時15分

### 4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

# 仕 様 書

## 【一般事項】

1. 請負の表示 HPV 型別 (GENOSEARCH) 及び HPV E6/E7mRNA 同定 (Aptima) 検査業務
2. 納入の場所 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座 (大阪府吹田市山田丘 2-2)
3. 請負期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、または「Aptima 陽性」が累計 15 症例に到達した日のいずれか早い日までとする。  
なお、契約満了日の 2 ヶ月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き同一条件で一年間継続するものとする。ただし、契約の全期間は令和 13 年 3 月 31 日を超えないものとする。
4. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. 代金の支払 請負代金は月毎に支払うものとし、毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
6. その他 その他詳細については、発注者・受注者間の協議によるものとする。

## 【特記事項】

1. 受注者は、本仕様書に基づき「うがい液中の高リスク型 HPV mRNA を指標とした HPV 関連扁桃早期病変のスクリーニング」の研究実施に係る HPV 型別 (GENOSEARCH) 及び HPV E6/E7mRNA 同定 (Aptima) 検査業務を行うものとする。  
< 準拠する法令等 >  
「臨床検査技師等に関する法律」(昭和 33 年 4 月 23 日法律第 76 号)
2. 業務内容  
受注者は、発注者及び別紙 (1) に定める関連 17 施設より提出される検体 (含嗽液) を回収し、DNA の抽出及び HPV 型別 (GENOSEARCH) 検査、HPV E6/E7mRNA 同定 (Aptima) 検査を実施するものとする。  
検査終了後は、報告書を作成し発注者へ提出するとともに、検査後の DNA 残を返却するものとする。

【 予 定 数 】 含嗽液 405 症例 = 405 検体

・ HPV 型別 (GENOSEARCH) 検査

【 測 定 項 目 】 HPV 型別

【 測 定 方 法 】 遺伝子型特異的な「マルチプレックス PCR」と蛍光ビーズによる多項目同時測定を可能にする「xMAP 技術」を組み合わせた PCR-r SSO (reverse Sequence Specific Oligonucleotide probe) 法による HPV 遺伝子型 31 種類の同時検出。

【 キット試薬 】 GENOSEARCH HPV31 (株式会社 医学生物学研究所製)

《 検出可能な HPV 遺伝子型 》

6b、11、16、18、26、31、33、35、39、42、44、45、51、52、53、54、55、56、58、59、61、62、66、68、70、71、73、82、84、90、CP6108

【 測 定 装 置 】 Luminex 200 (Luminex Japan)

【 測 定 フ ロー 】 別紙 (2) 参照

【報告表記】 検体毎に検出された遺伝子型を報告

・ HPV E6/E7mRNA 同定 (Aptima) 検査

【測定項目】 HPV E6/E7mRNA

【測定方法】 ターゲットキャプチャー法による目的メッセンジャーRNA (mRNA) の分離、TMA による核酸増幅、HPA (Hybridization Protection Assay) 及びDKA (Dual Kinetic Assay) による検出の3ステップから、発光強度を測定し、ヒトパピローマウイルスを検出。

【キット試薬】 アプティマ (Aptima HPV) (ホロジックジャパン株式会社製)

【測定装置】 パンサーシステム (ホロジックジャパン株式会社製)

【測定フロー】 別紙 (3) 参照

【報告表記】 検出せず・陽性・判定不能

### 3. 納品物

- ・ 検査報告書
- ・ 業務完了報告書
- ・ 検査後の DNA 残

4. 受注者は毎月の業務完了後、報告書を作成し、国立大学法人大阪大学医学系研究科経理課外部資金第一係へ提出するものとする。

### 5. 終了条件

- ・ 本業務は、受注者が実施した検査において「Aptima 陽性」と判定された症例数が累計 15 症例に到達した時点で終了するものとする。
- ・ 受注者は、「Aptima 陽性」の累計が 15 症例に到達した場合、到達した旨を到達判定日の翌営業日までに発注者へ通知するものとする。
- ・ 終了条件成立時点で受注者が受領済みの検体の取扱いは、発注者の指示に従うものとする。

6. 本業務遂行のために必要な施設、用具、消耗品等は受注者側にて用意するものとする。

7. 受注者は、代理店として本業務の一部を第三者 (解析業者等) に実施させる場合、当該第三者に対して、本業務に係る契約事項を遵守させる責任を負うものとする。

8. 受注者は、業務を行う上で知り得た機密事項を発注者の承諾なく一切他に漏らしてはならない。ただし、受注者が代理店として業務の一部を第三者に実施させる場合、当該第三者に業務実施に必要な情報を提供することについてはこの限りではない。

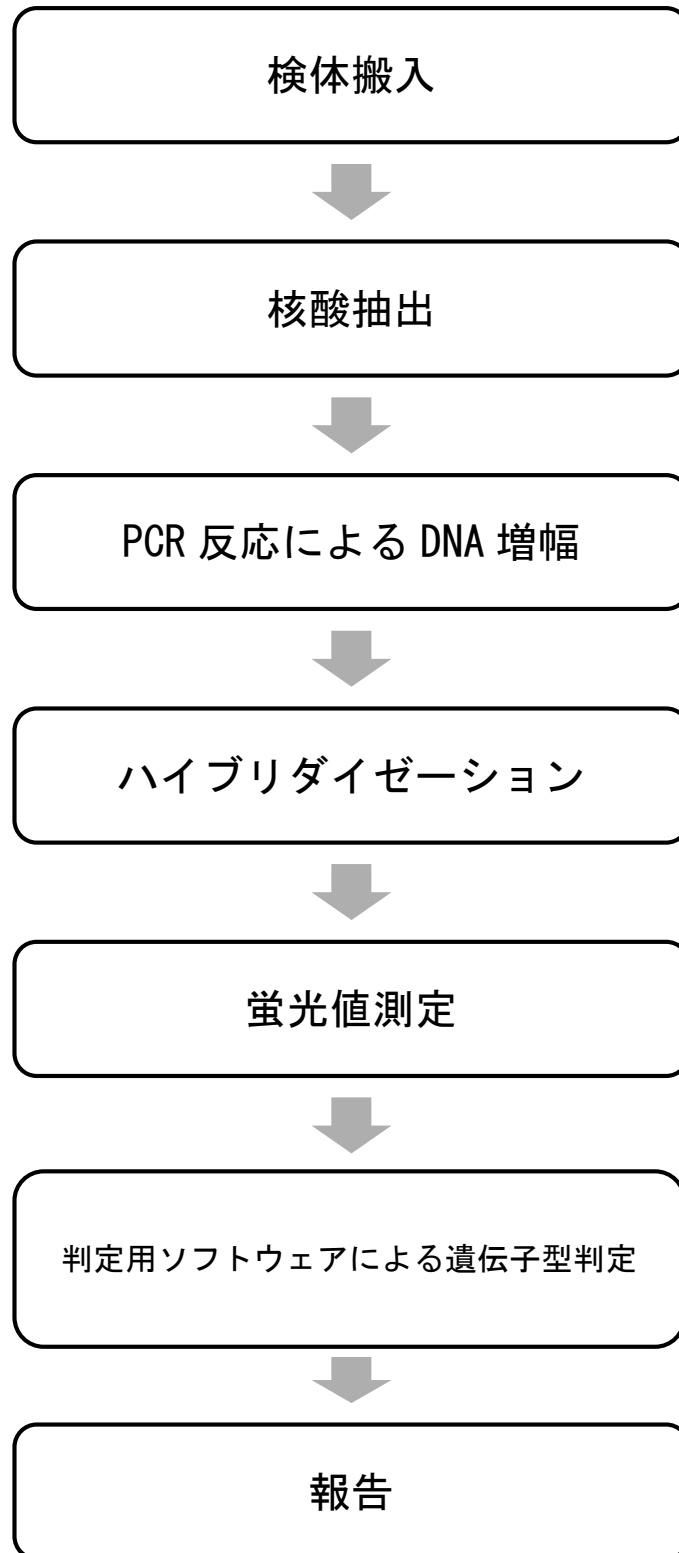
### 9. 受注者の条件

受注者は代理店として本業務を受注する場合、代理店であることが分かる資料を提出すること。

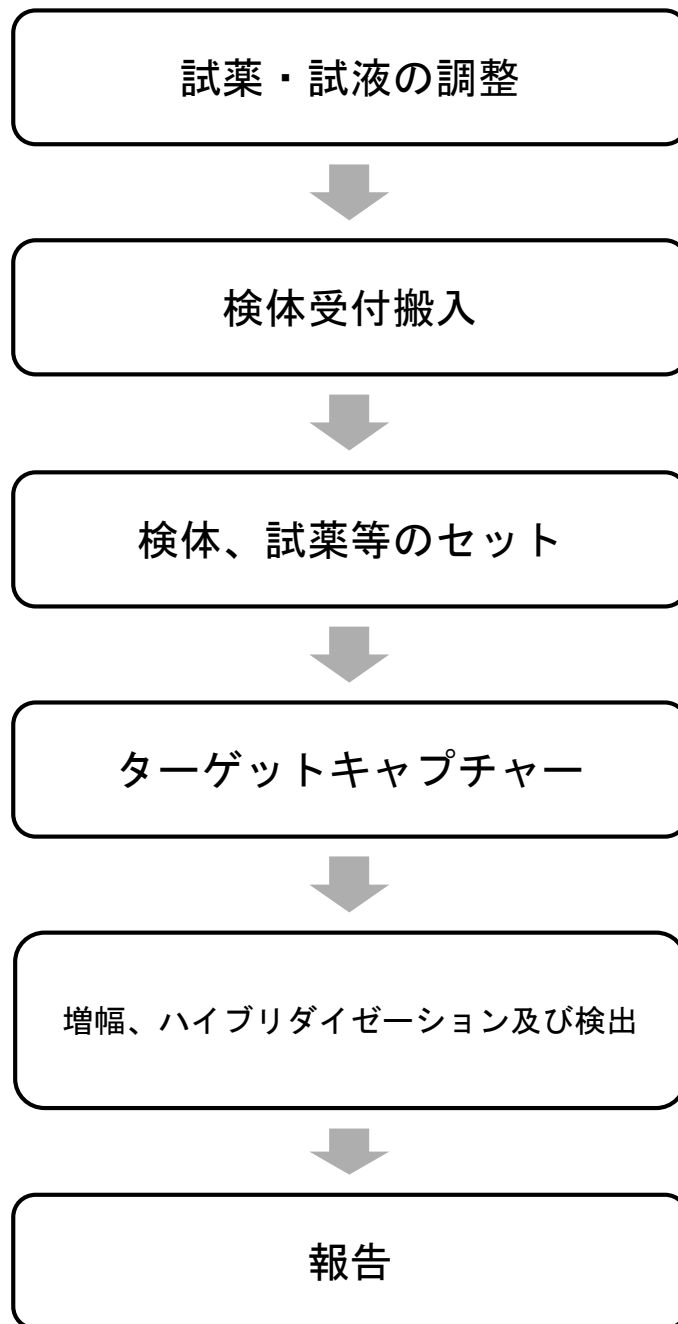
## 別紙（1） 検体回収施設

病院 No.	病院名	住所
A	大阪大学医学部附属病院	大阪府吹田市山田丘 2 番 15 号
B	市立吹田市民病院	大阪府吹田市岸部新町 5 番 7 号
C	市立豊中病院	大阪府豊中市柴原町 4 丁目 14 番 1 号
D	市立池田病院	大阪府池田市城南 3 丁目 1 番 18 号
E	箕面市立病院	大阪府箕面市萱野 5 丁目 7-1
F	大阪急性期・総合医療センター	大阪府大阪市住吉区万代東 3 丁目 1 番 56 号
G	大阪医療センター	大阪府大阪市中央区法円坂 2-1-14
H	住友病院	大阪府大阪市北区中之島 5 丁目 3 番 20 号
I	大手前病院	大阪府大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 34 号
J	大阪けいさつ病院	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻 2-6-40
K	大阪ろうさい病院	大阪府堺市北区長曾根町 1179-3
L	八尾市立病院	大阪府八尾市龍華町 1 丁目 3 番 1 号
M	市立東大阪医療センター	大阪府東大阪市西岩田三丁目 4 番 5 号
N	堺市立総合医療センター	大阪府堺市西区家原寺町 1 丁 1 番 1 号
O	大阪はびきの医療センター	大阪府羽曳野市はびきの 3-7-1
P	関西ろうさい病院	兵庫県尼崎市稲葉荘 3 丁目 1 番 69 号
R	県立西宮病院	兵庫県西宮市六湛寺町 13-9
S	関西メディカル病院	大阪府豊中市新千里西町 1 丁目 1 番 7-2 号

別紙（２）HPV 型別（GENOSEARCH）測定フローチャート



別紙（3）HPV E6/E7mRNA 同定（Aptima）測定フローチャート



## 別紙（４）個人情報取扱の特記事項

### （基本的事項）

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### （秘密保持）

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （保管及び搬送）

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

### （再委託の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

### （契約目的以外の利用等の禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### （複写及び複製の禁止）

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

### （事故発生時の報告義務）

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （個人情報の返還等）

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

### （適正な管理）

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

### （違反した場合の措置等）

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

# 見 積 書

調達番号：医経002

調達件名：HPV 型別（GENOSEARCH）及び HPV E6/E7mRNA 同定（Aptima）  
検査業務

見 積 金 額                      金                                      円也（1 検体あたり）

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年        月        日

国立大学法人大阪大学    殿

住    所  
会 社 名  
氏    名  
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

# 請負契約書(案)

請負の表示 HPV 型別 (GENOSEARCH) 及び HPV E6/E7mRNA 同定 (Aptima) 検査業務  
請負代金額 1 検体あたり金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 研究科長 石井 優と受注者〔法人名等及び氏名〕との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第 1 条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。  
第 2 条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。  
第 3 条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙(4)「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。  
第 4 条 業務は、受注者の指定する施設において、これをするものとする。  
第 5 条 契約期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、または「Aptima 陽性」が累計 15 症例に到達した日のいずれか早い日までとする。  
なお、契約満了日の 2 ヶ月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き同一条件で一年間継続するものとする。ただし、契約の全期間は令和 13 年 3 月 31 日を越えないものとする。  
第 6 条 受注者は発注者に対し、毎月の業務完了後、報告書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第一係に送付する方法で交付するものとする。  
第 7 条 請負代金は、毎月支払うものとし、毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。  
第 8 条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第一係に送付すべきものとする。  
第 9 条 契約保証金は免除する。  
第 10 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。  
第 11 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。  
第 12 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

発注者 吹田市山田丘 2 番 2 号  
国立大学法人大阪大学  
大学院医学系研究科長 石井 優 印

受注者 〔住 所〕  
〔法人の名称又は商号及び代表者氏名〕 印